

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、情報の管理に関して必要な事項を定め、もって秘密情報の適正な管理及び活用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この規程において各用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、機構が保有する情報のうち、許可した者以外に開示し、目的以外に利用された場合、経営資源としての価値を損なうおそれがあるもののほか、第7条の規定により、秘密として保持すべきと決定した情報をいう。また、取引先等が秘密情報と指定し、かつ、機構が同意した情報は、秘密情報として取り扱う。
- (2) 「文書等」とは、文書、図画、写真、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブその他の情報を記載又は記録するものをいう。
- (3) 「電子化情報」とは、USBメモリ、DVD、ハードディスクドライブその他の電子媒体に電磁的に記録された情報であって、情報システムによって処理が可能な形態にあるものをいう。
- (4) 「物件」とは、物品、製品、設備その他の文書等以外のものをいう。

(秘密情報の分類)

第4条 秘密情報として管理するため、次のとおり分類を定める。

- (1) 極秘 最高度の機密性を有するものであって、これを他に漏らすことにより機構が極めて重大な損失若しくは不利益を受ける、又はそのおそれがある秘密情報であり、原則として指定された者以外には開示してはならないもの。
- (2) 秘密 極秘以外の秘密情報であり、原則として機構の者以外には開示してはならないもの。
- (3) 秘密（アクセス権の付与） 秘密情報のうち第7条の規定に基づき、アクセスできる者の範囲を特定したもの。

第2章 秘密情報の管理体制

(管理責任者)

第5条 秘密情報の管理者は、次に定めるところによる。

- (1) 機構の秘密情報の管理を統括するため、秘密情報の管理に係る統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。統括責任者は、理事長とする。

- (2) 事務局長は統括責任者を補佐し、機構全体の秘密情報の管理を行う。
- (3) 福島オフィス長、福島ロボットテストフィールド所長、東日本大震災・原子力災害伝承館長、ふくしま12市町村移住支援センター長及び企画戦略室長は、それぞれ秘密情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）として、この規程に定めるところにより、所管する組織及び事務分掌単位における秘密情報の管理の任にあたる。

（コンプライアンス委員会）

第6条 この規程の改定並びに第4条に規定する秘密情報の分類に応じた情報漏えい対策を定める基準（以下「情報管理基準」という。）の策定及び改定は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 委員会は、第14条に定める監査結果を受け、この規程及び情報管理基準の改定の必要性について検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じるものとする。

（指定）

第7条 管理責任者は、別途定めるところにより、機構が保有する情報について、秘密情報として指定するとともにその秘密情報の分類を指定し、その秘密保持期間及びアクセスすることができる者（以下「アクセス権者」という。）の範囲を特定するものとする。

- 2 管理責任者は、前項により指定された情報を含む文書等、電子化情報及び物件に、秘密情報である旨を明示する。
- 3 管理責任者は、第1項により指定された情報について、日時の経過等により機密性が低くなり、又は機密性がなくなった場合においては、その都度、秘密情報の分類の変更又は秘密情報の指定の解除を行うものとする。

（秘密情報の取扱）

第8条 役職員は、この規程及び情報管理基準に従い秘密情報を取り扱わなければならない。

第3章 役職員

（申告）

第9条 役職員は、業務の過程で秘密情報として指定された情報の範囲に含まれるものを取得し、又は創出した場合は、遅滞なくその内容を管理責任者に申告するものとし、管理責任者は第7条第1項に従い秘密情報の分類を指定するものとする。

（秘密保持義務）

第10条 役職員は、管理責任者の許可なく、秘密情報をアクセス権者以外の者に開示してはならない。

- 2 役職員は、管理責任者の許可なく、秘密情報を指定された業務以外の目的で使用してはならない。

(誓約書等)

第11条 役職員は、情報管理基準に定める様式により、秘密保持を誓約する書面を管理責任者に提出するものとする。

2 採用前に他の職場において第三者の秘密情報に接していたと判断される役職員は、配属先の管理責任者が必要と認めるときは、採用時に統括責任者又は管理責任者による面接を受け、個別の誓約書その他情報管理基準に定める書面を機構に提出するものとする。

(退職者)

第12条 役職員は、その身分を失った後においても、第10条第1項に定める秘密保持義務を遵守しなければならない。

2 管理責任者は、役職員が退職する際、当該役職員が在職中に知り得た秘密情報を特定するなど、当該役職員が負う秘密保持義務等の内容を確認するものとする。

3 役職員は、退職時に、文書又は物件を社外に持ち出してはならず、また自己の保管する文書等又は物件をすべて機構に返還しなければならない。

4 役職員は、退職時に、自己の文書等に記録された秘密情報を消去するとともに、消去した旨の誓約書（自己の文書等に秘密情報が記録されていないときは、その旨の誓約書）を管理責任者に提出しなければならない。

5 役職員は、退職後において、前2項に定める文書等、物件、または秘密情報のうちで、過失により返還又は消去していないものを発見した場合には、速やかに前2項に定める措置を講じるものとする。

(教育)

第13条 管理責任者は、役職員に対してこの規程の内容を周知徹底させるため適切な教育を行い、役職員の秘密情報の管理に関する意識の高揚、維持に努めるものとする。

(監査)

第14条 管理責任者は、この規程を遵守し、秘密情報を管理するため、所管する部門や事務分掌単位における監査を行い、その結果を統括責任者に報告するものとする。

第4章 対外対応

(秘密情報の開示を伴う契約等)

第15条 人材派遣会社、委託業者、請負業者等の第三者に対し、機構の業務に係る業務委託等をする場合、又は、実施許諾、共同開発その他の秘密情報の開示を伴う取引等を行う場合、当該会社等との契約において相手方に秘密保持義務を課すほか、秘密保持に十分留意するものとする。

(第三者の情報の取扱い)

第16条 役職員は、第三者から情報の開示を受ける場合、当該情報を秘密として取り扱うべきか否か、及び当該情報の開示につき、当該第三者が正当な権限を

有することの確認をしなければならない。

- 2 前項に定める場合において、役職員は、当該第三者が正当な権限を有しないとき又は正当な権限を有するか否かにつき疑義のあるときには、当該情報の開示を受けてはならない。
- 3 役職員は、第1項により開示を受ける情報については、当該第三者との間で、その使用又は開示に関して機構が受ける制約条件を明確にしなければならない。
- 4 第1項により開示を受けた情報を使用又は開示する場合は、前項の機構が受ける制約条件に従うものとし、当該情報は機構の秘密情報と同等に取り扱うものとする。

(外来者及び見学)

第17条 事務局長は、必要に応じ、統括責任者の同意を得て、外来者への応対、施設の見学等に関する運用手続（秘密保持契約の締結、立入禁止区域の設定その他の秘密保持のための措置に関する記載を含む。）を定めるものとする。

第5章 契約における情報管理

(契約行為における情報管理義務)

第18条 機構が締結する一切の契約は、情報の流出などがないように十分な配慮を行う。

(秘密保持規定の設定)

第19条 機構が第三者と契約行為を行う場合で、機構の情報が利用される場合に関しては、その情報の重要性に鑑み、十分な秘密保持条項及び秘密遵守システムの確立、罰則、対抗措置を明記させる。

(契約の実施状況の確認)

第20条 契約に定めた秘密保持関連事項の遵守がなされているかにつき、契約相手方に対し、常時確認し、あるいは監視し、調査を行う。

(契約前管理)

第21条 契約を締結するに際して、事前に一定の情報を開示する場合には、情報開示の前に秘密保持契約を締結するものとする。

- 2 秘密保持契約を締結するにあたって、次の点に留保し、実行することとする。
 - (1) 機構の定める情報管理基準にしたがって契約を立案し、締結すること。
 - (2) 開示する情報につき、改ざんできない仕組みを利用した特定番号を附すこと。
 - (3) 提供する必要のある情報につき、事前に各組織を所管する管理責任者の承諾を得ること。
 - (4) 提供する情報のすべてを特定した上で登録しなければならない。
- 3 秘密保持契約を締結した後においては、常時提供した情報の保管状況、担当者の変更の有無、変更した場合は新たに秘密保持義務の確認を実施し、かつ現実の管理状況を把握し、管理するものとする。
- 4 契約締結後は動向を記録し、かつ相手方との情報交流、話し合いについては

常にこれらを記録するものとし、面談した際には必ず協議書を作成し、両者が保持するものとする。

第6章 雑則

(罰則)

第22条 役職員がこの規程に違反し公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構就業規則に定める各種懲戒に該当する場合は、同規則により措置される。また、この規程に違反する故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合は一切の賠償責任を負うこととする。なお、当該存在賠償の責任は、退職後も免れることができない。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。